様式第14号その１(第３条関係)

年　　月　　日

　　島根県知事　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 指定自立支援医療機関開設者 | 住所  氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)変更届

(病院又は診療所)

　下記のとおり変更が生じましたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険医療機関 | 名称 |  | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 指定年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書 | | | | (別紙) |
| 変更のあった事項 | | 変更前 | 変更後 | 変更年月日等 |
| 1　医療機関の名称及び所在地 | |  |  |  |
| 2　開設者の住所、氏名又は名称、生年月日及び職名 | |  |  |  |
| 3　標ぼうしている診療科名 | |  |  |  |
| 4　指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴 | |  |  | (担当する医療の種類)  (変更年月日) |
| 5　指定自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要 | |  |  | (担当する医療の種類)  (変更年月日) |
| 6　自立支援医療を行うための入院設備の定員(診療所のみ) | |  |  | (担当する医療の種類)  (変更年月日) |
| 7　その他 | |  |  |  |

備考

　１　「(育成医療・更生医療・精神通院医療)」のうち、指定を受けていない医療部分を二重線で消去すること。

　２　「保険医療機関」欄の「名称」欄には、正式名称を記載すること。

　３　「3　標ぼうしている診療科名」欄には、担当する自立支援医療に関係があるものについて変更があった場合に記載すること。

　４　医師又は歯科医師の氏名及び経歴に変更があった場合は、育成医療又は更生医療にあっては様式第12号その1(別紙1)を、精神通院医療にあっては様式第13号その1(別紙1)を添付すること。

　５　「5　指定自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要」欄には、育成医療又は更生医療の場合のみ記載し、様式第12号その1(別紙2)を添付すること。

　６　「6　自立支援医療を行うための入院設備の定員(診療所のみ)」欄には、育成医療又は更生医療の場合のみ記載すること。

医療機関コード：

(別紙)

　　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書

年　　　月　　　日

　島根県知事　　　　　様

開設者

住所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| (誓約項目)  　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定関係  1　第4号関係  　　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。  2　第5号関係  　　申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法(昭和22年法律第164号)、医師法(昭和23年法律第201号)、歯科医師法(昭和23年法律第202号)、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、医療法(昭和23年法律第205号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号))で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。  3　第5号の2関係  　　申請者が、労働に関する法律(労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び賃金の支払の確保に関する法律(昭和51年法律第34号))で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。  4　第6号関係  　　申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。  　(1)　指定を取り消された者が法人である場合  　　　取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。  　(2)　指定を取り消された者が法人でない場合  　　　取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。  5　第8号関係  　　申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。  6　第9号関係  　　申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。 |
| 7　第10号関係  　　第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。  8　第11号関係  　　申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。  9　第12号関係  　　申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。  10　第13号関係  　　申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。 |